訪問介護・総合事業(介護予防･日常生活支援総合事業)契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下「契約者」という。）とヘルパーステーション さくら苑（以下「事業者」という。）は、契約者が事業者から提供される訪問介護・総合事業サービス（介護予防・日常生活支援総合事業サービス）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（ 目的 ）

第１条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い契約者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を、営むことができるように支援することを目的として第４条及び第５条に定める訪問介護・総合事業サービスを提供します。

２　事業者が契約者に対して実施するサービスの内容、利用日、利用時間、契約期間費用等の事項は「訪問介護計画」･「第１号訪問事業計画」（以下「訪問介護・総合事業計画」という。）及び別紙『（サービス利用書）等』に定める通りとします。

（ 契約期間 ）

第２条　本契約の有効期間は、契約締結日の日から契約者の要介護・要支援・基本チェックリスト該当（以下「認定」という。）の有効期間満了の日までとし契約期間満了の２日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

２ 契約満了の２日前までに、契約者から事業者に対して文書により契約終了の申し出がない場合には、契約は更新されたものとします。

（ 訪問介護・総合事業計画の決定・変更 ）

第３条　事業者は、契約者に係る介護サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の訪問介護・総合事業計画を作成するものとします。

２　事業者は契約者に係る介護サービス計画が作成されていない場合でも、訪問介護・総合事業計画の作成を行ないます。その場合に事業者は、契約者に対して、介護サービス計画作成のために、居宅介護支援事業所等の紹介や必要な支援を行なうものとします。

３　事業者は、訪問介護・総合事業計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。

４　事業者は、契約者に係る介護サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは、契約者及び、その家族等の要請に応じて、訪問介護・総合事業計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、訪問介護・総合事業計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、訪問介護・総合事業計画を変更するものとします。

５　事業者は、訪問介護・総合事業計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

（ 介護保険給付・総合事業給付対象サービス ）

第４条　事業者は、介護保険給付・総合事業給付対象サービスとして、契約者の居宅に訪問介護員を派遣し契約者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護・調理・洗濯・掃除・買い物

等の家事援助、その他日常生活上の支援を提供するものとします。

（ 介護保険給付・総合事業給付対象外サービス ）

第５条　事業者は、契約者との合意により、介護保険給付・総合事業給付対象外サービスとして介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護・総合事業を提供するものとします。

２　前項の他、事業者は（　　）のサービスを介護保険給付・総合事業給付対象外サービスとして提供するものとします。

３　前２項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

４　事業者は第１項及び第２項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対しても分かり易く説明するものとします。

（ 訪問介護員の交替等 ）

第６条　本契約において「訪問介護員」とは所定の研修を受けたうえで訪問介護・総合事業に従事し、介護・家事援助及び相談助言等を行なう専門職員をいうものとします。

２　本契約において「サービス従事者」とは、訪問介護員、ソーシャルワーカー等、事業者が訪問介護・総合事業を提供するために使用する者をいうものとします。

３　契約者は、選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。

４　事業者は、訪問介護員の交替により、契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

（ サービスの実施 ）

第７条　契約者は、第４条及び第５条で定められた訪問介護・総合事業以外の業務を事業者に依頼することはできません。

２　訪問介護・総合事業の実施に関する指示・命令はすべて事業者が行ないます。但し、事業者は訪問介護・総合事業の実施にあたって契約者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

３　契約者は、訪問介護・総合事業実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）を無償で提供し、訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。

（ 運営規程の遵守 ）

第８条　事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するものとします。

２　本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。

３　契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

（ サービス利用と料金の支払 ）

第９条　契約者は、第４条に定める訪問介護・総合事業について、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいた利用料金から、介護保険給付額・介護予防給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常は利用料金の１割又は２割）を事業者に支払うものとします。

但し、契約者がいまだ認定を受けていない場合及びケアプランが作成されていない場合にはサービス利用料金を一旦支払うものとします。(認定後又はケアプラン作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い)。)

2　第５条第１項及び第２項に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

3　前２項の他、契約者は通常のサービス提供実施地域以外の地域の居宅におけるサービスの提供を受ける場合に要した交通費については、徴収しないものとします。

4　利用料金は１ヵ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月２０日までに支払うものとします。

5　１ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

（ 利用の中止・変更・追加 ）

第１０条　契約者は、利用期日前において、訪問介護・総合事業の利用を中止又は、変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、訪問介護・総合事業実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。

2　契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し、契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

3　事業者は、第１項に基づく契約者からの訪問介護・総合事業利用の変更・追加の申し出に対して訪問介護員の稼働状況により、契約者の希望する期間に訪問サービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

（ サービス内容の変更 ）

第１１条　事業者は、訪問介護・総合事業利用当日、契約者の体調等の理由で予定されていた訪問介護・総合事業の実施ができない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。

2　前項の場合には、事業者は所定の利用料金を請求できるものとします。

（ 利用料金の変更 ）

第１２条　第９条第１項に定める利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該の利用料金を変更することができるものとします。

2　第９条第２項に定める利用料金については、経済状況の著しい変化、その他、やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して変更を行なう日の２ヵ月前までに説明をしたうえで、当該利用料金を相当な額に変更することができます。

3　契約者は､前項の変更に同意することができない場合は本契約を解約することができます。

（ 事業者及びサービス従事者の義務 ）

第１３条　事業者及び訪問介護・総合事業従事者は、訪問介護・総合事業の提供にあたって契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

2　事業者は、訪問介護・総合事業実施日において、訪問介護員により契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、契約者又はその家族等からの聴取・確認のうえで訪問介護・総合事業を実施するものとします。

3　事業者は、訪問介護・総合事業の提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。

4　事業者は､訪問介護･総合事業の実施について記録を作成し､契約終了後５年間は保管し、

契約者又はその代理人の請求に応じてこれを提示したり、その複写物を交付するものとします。

（ 守秘義務等 ）

第１４条　事業者、訪問介護・総合事業従事者又は従業員は、訪問介護・総合事業を提供するうえで知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約の終了した後も継続します。

２　事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

３　第２項に拘らず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

（ 訪問介護員の禁止行為 ）

第１５条　訪問介護員は、契約者に対する訪問介護・総合事業の提供にあたって、次の各号に該当する行為を行ないません。

①　医療行為又は医療補助行為
②　契約者もしくはその家族からの金銭又は高価な物品の授受
③　契約者の家族等に対する訪問介護・総合事業の提供
④　飲酒及び契約者もしくはその家族等の同意なしに行なう喫煙
⑤　契約者もしくは、その家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動
⑥　その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

（ 損害賠償責任 ）

第１６条　事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第１４条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

２　事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

（ 損害賠償がなされない場合 ）

第１７条　事業者は自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には事業者は損害賠償責任を免れます。

①　契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して賠償が発生した場合。
②　契約者がサービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なった ことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
③　契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。
④　契約者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行なった行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。

（ 事業者の責任によらない事由による訪問介護・総合事業の実施不能 ）

第１８条　事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざ

る事由により訪問介護・総合事業の実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

２　前項の場合に、事業者は契約者に対して、既に実施した訪問介護・総合事業については、所定の利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、１ヵ月に満たない期間の利用料金の支払いについては、第９条第５項の規定を準用します。

（ 契約の終了事由、契約終了に伴う援助 ）

第１９条　契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

①　契約者が死亡した場合

②　要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合

③　事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

④　事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑤　第２０条から第２２条に基づき本契約が解約又は解除された場合

２　事業者は、前項第①号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行なうものとします。

（ 契約者からの中途解約 ）

第２０条　契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には契約者は契約終了を希望する日の７日前までに事業者に通知するものとします。

２　契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

①　第８条第３項及び第１２条第３項により本契約を解約する場合

②　契約者が入院した場合

③　契約者に係るケアプランが変更された場合

（ 契約者からの契約解除 ）

第２１条　契約者は、事業者もしくはサービス従事者が、以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

①　事業者もしくは訪問サービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護・総合事業を実施しない場合

②　事業者もしくは訪問介護・総合事業従事者が第１４条に定める守秘義務に違反した場合

③　事業者もしくは訪問介護・総合事業従事者が故意又は過失により契約者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（ 事業者からの契約解除 ）

第２２条　事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

①　契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知等を行ない、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

②　契約者による第９条第１項から第３項に定める利用料金の支払いが３ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合

③　契約者が故意又は重大な過失により事業者もしくは訪問サービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行なうことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（ 清　算 ）

第２３条　第１９条第１項第②号から第⑤号により本契約が終了した場合において、契約者がすでに実施された訪問サービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する事務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から１週間以内に清算するものとします。

（ 契約当事者の変更 ）

第２４条　契約者は、契約の有効期間中に心身喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人 とすることを定めるか、又は契約者の家族等を含む第三者に契約者を変更することに同意します。

（ 苦情処理 ）

第２５条　事業者は、その提供した訪問サービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

（ 協議事項 ）

第２６条　本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

この契約を証するために本証２通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ各１通を保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

契約者　　住　所

氏　名　　印

代理人（選任した場合）住　所

氏　名　　印

事業者　　住　　所　　熊本県玉名市伊倉北方１５３３

事業者(法 人)名　　社会福祉法人　　玉 寿 会

理　事　長　　山　田　勝　徳　　印

事　業　所　名　　ヘルパーステーション さくら苑

事 業 所 番 号　　４３７０６００７３８

管　理　者　　山　田　勝　徳